

## 平成26年度第3回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日 時 平成27年2月10日（木）14時00分から15時00分まで

2 場 所 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥

3 出席者

(1) 福祉有償運送協議会委員及びオブザーバー

加藤委員、木戸委員、佐久間委員、田川委員、大木委員（会長）、野村オブザーバー

(2) 事務局

高齢福祉課：中島課長補佐、菊地主査、野中主任主事

交通政策課：中原技師 介護保険課：秋元係長 障害企画課：北田主任主事

障害者自立支援課：中村主事 精神保健福祉課：櫻井主査

4 議 題

(1) 更新登録申請について

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 更新登録申請事業者ごとに説明、質疑を行った。

① 社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会による説明後、質疑を行った。

② 特定非営利活動法人健康友の会なのはなによる説明後、質疑を行った。

イ すべての更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

① 社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会の更新登録申請及び複数乗車について、全員承認した。

② 特定非営利活動法人健康友の会なのはなの更新登録申請について、全員承認した。

6 議事内容

(事務局)

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課、野中と申します。

よろしく願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち5人で、過半数が出席しているため、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、榎田委員は事前欠席のご連絡を頂いております。

また、清家委員は欠席のため、オブザーバーとして野村専門官にご出席いただいておりますが、採決は委員のみとなりますのでご了承ください。

本日の議題は「更新登録」2法人3事業所を予定しておりますが、「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、今後は、大木会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(大木会長)

それでは早速ですが、議事の進行を務めさせていただきます。

本日の議題は「更新登録申請」についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、菊地と申します。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いているところでございますが、ご意見や疑問等おありかと存じます。

これから事業者に申請内容等について説明をしていただきますので、質問等がございましたらお願いします。

すべての事業者のヒアリングが終了しましたら、事業者ごとに、順番にご協議及び承認の可否をお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

なお、同じ時期に登録の有効期間が切れる事業者がもう1事業者「社会福祉法人あしたば」がりましたが、福祉有償運送を利用する方がいないため、事業を廃止する旨の連絡があり、有効期限の平成27年4月26日以降、更新しないとのことでしたので、申し添えます。

(大木会長)

それでは、お手元の資料1-1の順番にヒアリングを実施します。

1番目の社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会さん、説明をお願いします。

(千葉市手をつなぐ育成会)

社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会の松井と申します。

よろしくお願いいたします。

本日は、平成19年度より許可いただいております福祉有償運送の更新の登録でお世話になります。それでは座って説明させていただきます。

資料の1-2の事業者申請概要の内容に従いましてご説明をさせていただきます。

なお、当法人は事業所2か所で福祉有償運送を実施しておりまして、事業所2か所分の資料がご用意していただいておりますので、まずはでい・さくさべの方でご説明をさせていただきます。

法人名、社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会。

代表者名、理事長 伊藤 修。

設立年月日、平成11年4月1日。

移送開始年月日、平成19年4月1日。

事業所、でい・さくさべ。

事業所所在地、千葉市稲毛区作草部。

運送を必要とする理由ですが、我々の法人としまして様々な障害の方をご支援させていただいておりますけれども、主に知的障害の方のご支援を中心にさせていただいております。

それら知的障害がおありの方につきましては、見知らない方の運転であるとか、いつもと違う車であることとかにご不安を強く持たれる方がとても多くいらっしゃいます。

また、そういう不安がある状態では、ご一緒に乗られている方や、運転されている方に対しての度重なる質問であったり、場合によってはちょっと手が出てしまったり、そういったような運転に対しての危険な行為が出てしまう方々も中にはいらっしゃいます。

そういった方に対応するには、知的障害並びにその他の障害についても、十分な理解がある運転手が対応することが望ましいと思っております。

こういった理由から、法人として福祉有償運送を行い、障害を持たれた方が幅広く社会参加できるようにしたいということを掲げて、実施させていただいております。

今後も同様な思いでやってまいりたいと思います。

運送の対象は、知的障害の方が99名です。

実施のエリアについては、千葉市及び千葉市を発着地とする地域。

移送の目的は、外出支援、帰宅支援、通院等ですが、この帰宅というのは特に送迎ということではなく、ご家族が送迎を行っている中で、ご家族に急な所要ができてしまった等、突発的な場合のことで、常時繰り返されるような日常的な送迎ではないということをお含みください。

使用車両は、車いす車1台、普通車2台です。

持ち込みの車両はございません。

自動車登録簿は作成しております。

免許種別については、二種免許を所持している者はおりません。すべて一種免許を所持している者2名で対応させていただいております。

免許取得は全員3年以上です。

過去3年間免許停止処分は受けておりません。

運転者は70歳以下の者です。

保険に関しては全車加入しております。

利用の料金、2キロまでは50円。以降、1キロごと20円の設定です。

管理運営体制については、整備しております。

欠格自由は該当ありません。法令を順守しております。

平成25年度実績は、走行距離2180.7km、運送回数117回、運送収入41,370円、事故件数は発生しておりません。

続きまして、当法人、でい・まさごの概要です。

でい・さくさべと異なる点についてご説明をさせていただきます。

運送の対象、対象者数が異なっており、こちらは43名の登録となっております。

使用の車両は、車いす対応の車はこちらには無く、普通車2台となっております。

利用料金の設定が、こちらは最初から1キロごと50円となっております。

これには、いろいろな経緯がありますが、これは車ごとの料金設定であったり、複数乗車の料金設定をしていなかったりしたときに、だれがどう乗っても負担がないようにという設定を考えて、人数で割り出しをしたところ、でい・まさごの方はこのような設定になりました。

平成25年度の輸送実績は、走行距離338.5km、運送回数93回、運送収入32,200円、事故はござ

いませんでした。

以上、概要の説明でした。

(大木会長)

ありがとうございました。

事務局、これはひとつずつ、事業者ごとにご質問を受けて、整理したほうがよろしいですか。

2つの事業所を対比するようなどころも出てくると思いますけれども。

(事務局)

はい。

(大木会長)

それでは、まず、でい・さくさべの方のご質問がございましたらお願いいたします。

(加藤委員)

伺いますけれども、知的障害者の方を主に輸送されているというお話でしたけれども、2か所とも走行キロと運送回数と運送収入がたいへん少ないですけれども、これは将来的にもこの安い金額でやりたいという考えなのか、将来的に何か付加価値が発生することがあるから、今この登録を行っておきたいということなのかを伺いたしたいと思います。

(千葉県手をつなぐ育成会)

たしかに、事業の一つであって、対価を頂いて運送をしているものですが、特にこの事業が携わる人員の人件費等々をペイするような事業でなくてもよいのではないかといいところはあります。

全くフリーなボランティアでの送迎ということではなく、きちんとこういう事業を活用させていただいて、責任をもって輸送にあたるということを重視しまして、特に将来的なビジョンがあるとかということではなく、安価な料金設定で送迎をさせていただいているというところです。

(加藤委員)

私が申し上げたいのは、本当にこういうボランティア的なもので今後続けていけるのか、あるいは今後いろんな、条件変更によって料金設定を上げるだとか、将来の見込みがあつてということは、全く考えていないということですね。

(千葉県手をつなぐ育成会)

はい。

先々の料金変更の計画まではありません。

(加藤委員)

わかりました。

(大木会長)

これは、もともと本体施設があり、その施設サービスを利用する方の便宜を図っているということでよろしいですか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

そうです。

登録される方は社会福祉サービス事業の障害福祉サービス事業の利用者様とさせていただいているところです。

(大木会長)

他にありますか。

(田川委員)

非常に安価な設定をされていますが、でい・さくさべと、でい・まさごで料金設定が違うというのが良く分かりません。

距離的にもそんなに離れていないので。

どちらにしても低い値段なので、たいしたことはないと思いますが、なぜわざわざ分けておられるのかなど。

(千葉市手をつなぐ育成会)

複数乗車の料金設定のルールがいまいちわかっていなかったというところがあって、

たとえば10人乗りの車に、10人乗った時の1人あたりのご負担と、1人しか乗らなかった時のご負担が、どちらも同じ距離を運送し多場合は、1人当たりにかかる負担は当然違ってきますが、その設定をしないで、1人乗ろうが10人乗ろうが1人にかかる負担は同じだという料金設定にしております。

その上で、車の乗車人数で割り出したときに、でい・さくさべの方が多くいただくという設定になりました。

登録した時期が違うということで、設定が違ってしまったというところもありますけれども。

(田川委員)

利用される方は知っていますか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

知っています。

(加藤委員)

1人乗っても料金同じで、6人でも、8人でも料金は同じということでもよろしいですね。

8人乗ったら8人分いただきますよということではないですか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

1人あたりのご負担は変わらないということです。

(加藤委員)

そうすると、8人乗ったら400円もらうということですか。  
そのあたりの考え方が問題になると。

(野村オブザーバー)

基本的には、タクシーと同様なので、1個の契約ということになりますので、もし複数の方が一緒に乗りあうというケースがあるのでしょうか。

そういう場合は、運営協議会の場で合意を得て、場合によってはお乗りの人数によって最大乗った場合でもタクシーの2分の1程度にとっているのはあります。

(千葉市手をつなぐ育成会)

それは、そうなっています。

(野村オブザーバー)

複数乗車をしてよいかどうかということも、この協議会で合意を得る必要があります。

(千葉市手をつなぐ育成会)

複数乗車しても、タクシーの半額以下の設定でやっております。

(加藤委員)

料金はよいですが、1人乗ると50円で、8人乗ると400円というのは、タクシーの料金設定とちがうんです。

4人乗ろうが、1人乗ろうが料金は同じなんです。

そうすると、今おっしゃるようなそういう仕組みになっていますという了解を取るべきではないかと思えます。

(野村オブザーバー)

そうしましたら、実際2人とか3人が乗るケースというのがあるのでしょうか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

あります。

(野村オブザーバー)

それで、1人ひとりから50円ずつをもらうということになりますと、運送の対価の変更になるので、この場で合意を得る必要が出てきます。

今の話の流れで分かったことですが、複数乗車というのが、運送事業でいうとタクシーというのが1個の契約で1人乗車でも何人乗車でも料金は同じです。

乗り合いバスになりますと、1人いくらということで、概念がちょっと違いますが、複数乗車する場合には、必ず運営協議会の場で合意を得たうえで、1人乗る場合は1人いくら、2人乗る場合は1人い

くらということで設定しているケースが他の運営協議会でありまして、そういう形で2分の1程度になっているかという判断をして、合意を得ているところがあります。

もし、今後複数乗車するのであれば、合意を得ていないとできませんので。

1人乗って50円という話だと、2人、3人乗ると料金が変わってきますので、そうすると合意を得ている内容と変わってきますので。

(大木会長)

合意を得るというのは、この協議の中で合意を得ればよいということですか。

(野村オブザーバー)

そうです。

(大木会長)

加藤委員から料金はわかったけれども、複数乗るという部分でこの協議会の中で合意が必要ということですね。

(野村オブザーバー)

今まで、そういう合意というのは、この千葉市手をつなぐ育成会さんではないということですか。

(大木会長)

事務局からよろしいですか。

(事務局)

前回の千葉市手をつなぐ育成会さんの更新の協議会の時にも、複数乗車のことで同じ話題が出ております。

その時は、1台に乗る人数が増えていけば金額は増えていきますが、タクシーの金額の2分の1を超えるほどの人数が乗車することはないというお話だったと思います。

(加藤委員)

タクシー料金の2分の1という問題と、複数の方から料金をもらうということは別個に考えなければいけないと思います。

今日の協議の中で、複数乗車について了解をどうでしょうかということをしていただければ、私は問題ないと思います。

(大木会長)

先ほど、野村オブザーバーからアドバイスをいただいて、料金とは別に、複数乗車についてこの協議会の中で承認をとれば、問題はないということですので。

(野村オブザーバー)

福祉有償運送ガイドブックの8ページの留意事項に、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎など、運送の態様に基づいて運営協議会で必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送（複数乗車）することができます。」ということで、タクシーと同等に見ていますので、1個の契約というのがベースとなりますので、そこで2人の方から1人ずつお金をもらおうと乗り合いバスのような形になってきますので、そうすると基本からずれてしまうところがありますので、そういう場合には、必要と認められるかというところで、合意を得る必要があります。

(大木会長)

複数の方から料金をいただくということであれば、料金設定の中で合意を頂かないといけないということ。

(木戸委員)

そうしますと、その時の乗っている人数によって料金が変わってくるということですね。

(野村オブザーバー)

はい。他の運営協議会ですと2人乗った場合、3人乗った場合で、基本の金額から2分の1とか3分の1とかにしているというケースがあります。

最高で乗ってもタクシーの2分の1程度という制限がありますので。

(木戸委員)

利用者さんの方は、ご存じなのでしょうか。

乗っている人数によって料金が変わるということについて。

(千葉市手をつなぐ育成会)

乗っている人数によって違うのではなく、利用者自身がいくら負担するのかということは知っていません。

(木戸委員)

あらかじめ明示してあるということ。

(千葉市手をつなぐ育成会)

資料にある料金表で開示しています。

(田川委員)

何人乗っても、お1人が払う金額は変わらないですね。

だから、利用者さんからすれば金額は変わらないですね。

(佐久間委員)

10人乗ったら500円ですね。

先ほど車が10人乗りということでしたが。

(千葉県手をつなぐ育成会)

10人乗りの車に運転手がいるので、全部乗ったとしても9人です。

(田川委員)

最大9人まで乗りますか。

(千葉県手をつなぐ育成会)

9人乗れる車があります。

(田川委員)

最大乗ると450円。

(木戸委員)

そうするとタクシー料金の半分以上を超えてしまいますね。

(加藤委員)

全体的な料金が安いですから、複数乗車の料金を別途いただきますということが合意いただければあまり支障ないと思います。

ただし、合意だけは、明確にあった方がいいと思います。

今後のために。

(大木会長)

今までも、複数乗るというお話はしていたと思いますけれども、加藤委員がおっしゃったように合意という言葉が明確にされていなかったというところもあるのではないかと思います。

今後のこともありますので、後ほどの協議、承認の中でお話したいと思います。

他の点で、何かございますでしょうか。

(野村オブザーバー)

運転手さんの件で確認させていただきたいのですが、でい・さくさべさんの方で運転手さんが2人ということで、その2人は福祉有償運転者講習のみを受講しているのですが、セダン型に乗る場合は、別の介護福祉士登録証のみを添付していただいている方が同乗するというところでよろしいでしょうか。

(千葉県手をつなぐ育成会)

はい。

(野村オブザーバー)

わかりました。

もう1点、でい・まさごさんの方ですが、車がセダン型のみ2台ということでよろしいでしょうか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

はい。

(野村オブザーバー)

添付書類をみますと、1人の方は福祉有償運送運転者講習とセダン型等運転者講習を受講されていますが、もう1人の方は福祉有償運送運転者講習のみのようですが、この方はセダン型運転者講習もしくは介護福祉士とかヘルパーの資格をお持ちでしょうか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

介護福祉士、ヘルパーの資格は持っていません。

(野村オブザーバー)

この方は、セダン型講習等運転者講習は受けていますか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

受けていません。

(野村オブザーバー)

そうすると、この方はセダン型を運転できなくなってしまうのですが。

(千葉市手をつなぐ育成会)

別に介護福祉士の資格者が別にいるので。

この者が運転する際には、介護福祉士が同乗させていただいています。

申し訳ありません、資料には添付していませんが。

(野村オブザーバー)

そうでしたら、申請の際にはその方の証書の写しの添付をお願いいたします。

(大木会長)

そのほかにご質問ございますか。

(佐久間委員)

同一法人でありながら2つの事業所の利用料金が異なるというのは違和感を覚えます。

申請時期が違ってらっしゃるからということもあるのかもしれませんが、先の話を見ますと、また事業所さんが増えるような話を聞いています。

そうした場合に、またその時々に応じた形での申請になると、3通りというような可能性も無きにしてもあらずではないかなと思いますので、たとえ少額であっても、やっぱり同一法人でやってらっしゃいますので合わせていただきたいと思います。

(千葉市手をつなぐ育成会)

わかりました。

今後の検討としていきたいと思います。

逆に料金体系を変えたいという場合には受け付けていただけるのでしょうか。

(事務局)

一度、ご相談をいただきまして、料金の変更ですと協議会に諮らないといけないので、その協議会を開催する時に合わせて申請していただくということで。

(大木会長)

でい・さくさべとでい・まさごでエリアはもちろん違いますが、経済的な意味で運行するコースに大きな違いがあるからという理由での違いではないですね。

(千葉市手をつなぐ育成会)

はい。

エリアによつての違いではありません。

(木戸委員)

私も、初めに違和感を覚えたのが、同じ法人ですが、でい・さくさべとでい・まさごで料金が違うところなんです。

どちらも安価な料金ではあるのですが、同じような運行内容で、同じく知的障害の方を運送していて、料金形態が違うのはいかなものかと思います。

あと、でい・さくさべさんに関しまして、福祉有償運送運転者講習を受けている運転手が2名で、運送の対象となる知的障害の方99名ですと、運転手に対して対象の人数が多いかなと思いますが、これは毎日利用している人数ではないのでしょうか。

(千葉市手をつなぐ育成会)

毎日ではないです。

平成25年度の年間運送回数が117回ですので、特に問題ないと思っております。

(大木会長)

はい。

先ほどの料金設定について、変更等ありましたら事務局にご相談いただくということで、今後の検討ということでよろしくお願ひします。

そのほかに、ご質問ございますか。

よろしいですか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

それでは、千葉市手をつなぐ育成会さんありがとうございました。

(千葉市手をつなぐ育成会)

どうもありがとうございました。

#### 【千葉市手をつなぐ育成会 退出】

(大木会長)

つきまして、本日の2つめ、特定非営利活動法人健康友の会なのはなさん、ご説明よろしくお願いたします。

(健康友の会なのはな)

更新の説明をさせていただきます。

事業の概要はお手元の資料にございますが、前回の更新と変わっているところは、まず運転手が増えていること、利用者が増えていること、代表者が変わっていることぐらいです。

料金体系は全く同じです。

走行距離、回数は伸びています。

前段として説明しました。

それでは、資料に沿って説明いたします。

法人名は、特定非営利活動法人健康友の会なのはな。

代表者は、前は市原でしたが、今回は松永ということで変わっております。

設立年月日、移送開始年月日は変わっておりません。

事業所の名前も健康友の会なのはな幕張事務所ということで変わっておりません。

事務所の所在地も千葉市花見川区幕張町4-524-2で変わっておりません。

運送を必要とする理由も変わっておりません。

高齢者の外出の支援と、中には障害者の方が3人ほどいますが、そういった方の移動の支援で、地域助け合い事業の一環でやっておりますので、NPOとしての法人に基づいてやっております。

運送の対象は、少し変化しておりますが、全体で73名おります。

そのうち精神障害の方が1名と、身体障害者が2名ということで合計73名の方が登録されています。

移送の地域は、千葉市ですが一部習志野市の方がおりますが、ほとんどが千葉市の方です。

移送目的は、主に病院に行かれる方が多いです。

このNPOは、千葉健生病院という大きな病院がありまして、そこに幕張診療所がありまして、その健康友の会という患者の会ですが、ここがこのNPOを設立した経緯があります。

車両は、三菱トッポの軽自動車です。

持ち込み車両の使用権原、自動車登録簿が作成されていることは従来どおり変わっておりません。

運転手は7名に増えまして、資料の様式第4号に書かれているとおりで、その中の2名がコーディネーターということで、原則この2人は運転していませんが、特別運転手が足りない時は運転します。

あとの5名が原則福祉有償運送の運転を行っております。

全員が70歳以下ということで、第1種の免許を持っております。

私は、セダン等運転者講習を修了しておりませんが、ヘルパー資格を持っていますので運転できます。

その他の運転者は福祉有償運送運転者講習とセダン型運転者講習の両方を修了しております。

料金体系は全く変わっておりません。

考え方としては、地域のタクシーの3分の1をベースに決めております。

平成25年度実績は、前回更新の3年前と比べて利用者が増えていますので、伸びております。

これは、幕張地域の実績で、NPO全体の数字ではありません。

私たちのNPOは船橋地域でもやっております、船橋地域は幕張地域の5倍相当の規模でやっておりますので、はるかに回数とか距離とかは多くなっております。

以上が概要の説明になります。

(大木会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明にご質問がありましたらお願いします。

(健康友の会なのはな)

追加ですが、先ほどの千葉市手をつなぐ育成会さんの際に複数乗合の話が出ておりましたが、うちの方は複数乗ることはありません。

車両が軽自動車ですので、後部座席にたまたま付き添いが乗ることがありますが、あくまで登録されている方しか料金をいただきません。

(大木会長)

わかりました。

(野村オブザーバー)

利用者の方を見ますと、身体障害者の方、要介護者認定の方がおられるのですが、車は軽のセダン型が2台ということですが、車いすの方とか支障はありませんか。

(健康友の会なのはな)

福祉車両を使わなくても、車いすは折りたたんで後ろに乗せますし、乗る時に手助けすれば十分できるということで、支障はきたしておりません。

福祉車両を必要とするような方はいません。

(大木会長)

他によろしいでしょうか。

(各委員)

ありません。

(大木会長)

それでは、他にご質問はないということで、特定非営利活動法人健康友の会なのはなさんありがとうございました。

(健康友の会なのはな)

ありがとうございました。

(大木会長)

今回は、傍聴人はおられませんか。

(事務局)

はい。

【ここから非公開】

(大木会長)

それでは、お手元の資料1-1の順番に、事業者ごとに、ご協議及び承認の可否をお諮りします。

まず、社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

でい・さくさべとでい・まさごで料金が違うということについては、今後法人としても検討いただくということで担当の方がそういうお話をしていただきましたので、今後整理していただけるということになると思います。

(木戸委員)

複数乗車の件に関しては。

(大木会長)

そうですね。

金額はでい・さくさべもでい・まさごもこれでよろしいですよ。

(加藤委員)

複数乗車の場合は、例えば5人だったら、50円ずつ5人からいただくという決まりだけははっきりと。

(大木会長)

そうですね。

福祉有償運送として、この場で諮らないといけません。

この件に関しては何かございますか。

(田川委員)

そういう利用者さんの便宜を図ろうという考え方でしょうから、よろしいのではないのでしょうか。

(大木会長)

知的障害の方の送迎ですと、10人乗りの1BOX車を使って、そこに運転手と指導員1人が乗って送迎しているようなケースもあるんですけども、駅の近くとかポイントを決めてというよりは、ほとんど自宅の前まで載せていくケースの方が多いです。

知的障害の方で重い方ですと、他のどこかに行ってしまうというケースもありますので。

(木戸委員)

あとは、他の知的障害の施設ですと、家々を回るのではなくて、1か所にポイントを決めてそこまで保護者が送迎している事業者もあります。

(大木会長)

大型バスでの送迎ですと、ポイントを決めて乗降しているケースが多いですね。

1BOX車ですと、細い道まで入っていけるので、自宅近くまで行っているケースも多いですね。

(木戸委員)

身体障害の方とか、介護保険のデイサービスですと、デイサービスの料金体系の中で送迎も含まれているんですけども、知的障害の方だとご自分で行けることが目標になる場合もあるのでしょうか。

(田川委員)

そうですね。

(木戸委員)

そうすると、なるべくご自分で来てくださいます。

(田川委員)

そうですね。

なるべく、1人で通うことができればいいし、交通機関使う場合でもできるだけ公共交通機関を使える方がいいし。

(大木会長)

この運送回数からすると、でい・さくさべの117回、でい・まさごの93回という回数から見るとだいぶ年間としては少ないですね。

どうですか、もしご意見が無ければ、利用料金の金額と合わせて、複数乗車も含めて合意をいただくということについて、承認するということがいかがでしょうか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

では、全員承認ということで可決ということにしたいと思います。

それでは、2件目の特定非営利活動法人健康友の会なのはなです。  
何かご意見がございましたらお願いいたします。  
特にありませんでしょうか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

では、全員承認ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

ありがとうございます。

以上で、今回申請のあった事業者についての協議を終わりにします。

協議結果について、事務局より申請事業者に対して、必要な事務手続きをお願いします。

#### 【ここまで非公開】

(大木会長)

最後に、次第3「その他」について、事務局よりお願いします。

(事務局)

1点目ですが、冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

2点目ですが、次回の開催につきましては、更新予定事業者が2団体あるため、4月22日水曜日午後2時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

(大木会長)

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

この後は、事務局の方でお願いします。

(事務局)

委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第3回千葉市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。( 終 了 )